

診療報酬算定方法の変更に伴う

介護保険リハビリテーション導入時の

注意点について

診療報酬算定方法の変更に伴う介護保険リハビリテーション導入時の注意点について

【参考資料は神戸ケアネットに掲載中】

平成19年3月30日付保医発第0330001号厚生労働省通知「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」のうち、別紙3「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関する事項等について」(平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号)の一部改正について」を参照。

1. 診療報酬算定方法の変更について

(1)改正の概略...診療報酬の算定ルールが改正され、介護保険のリハビリ(訪問リハビリテーション, 介護予防訪問リハビリテーション, 通所リハビリテーション, 介護予防通所リハビリテーション(注)を利用している患者について医療保険のリハビリ(疾患別リハビリテーション)に係る診療報酬が医療機関に支払われないこと(医療保険のリハビリと介護保険のリハビリの併用の原則禁止)になった。

注:訪問看護事業所が提供するリハビリテーション(訪問看護7を算定)及び通所介護事業所・介護予防通所介護事業所が提供する機能訓練は、ここでいう「介護保険のリハビリ」には含まれない。

(2)介護報酬の算定ルールの改正は行われていない。

2. 問題となること

- (1)患者が介護保険のリハビリを受けていることを医療機関(医師)が知らずにいた場合、医療保険のリハビリを提供したにもかかわらず診療報酬を得られない、という事態が発生するおそれがある。
- (2)医療機関(医師)が、介護保険事業者と連携することなく、介護保険のリハビリの利用有無について正確に情報を得ることは難しい。

3. 介護保険事業者としての対応(居宅介護支援, 介護予防支援, 訪問リハビリテーション, 介護予防訪問リハビリテーション, 通所リハビリテーション, 介護予防通所リハビリテーション)

- (1)現時点で、訪問リハビリテーション, 介護予防訪問リハビリテーション, 通所リハビリテーション, 介護予防通所リハビリテーションのいずれかを利用されている利用者については、利用者・家族から聴き取る等して医療保険のリハビリを受けておられるか確認する。を受けておられる可能性がある場合は、個人情報使用について利用者から同意を得たうえで、リハビリを提供している医療機関(医師)に連絡し協議を行う。
- (2)今後は、普段の業務において、医療保険のリハビリに関して利用者・家族から情報を得つつ、医療機関(医師)と積極的に情報交換を行い、2.のような事態に至らないよう配慮する必要がある。
- (3)本来、介護保険サービスを提供するにあたり、主治医もしくはリハビリに係る疾患の診療を行っている担当医との情報交換・意志疎通は欠かせないところであり、普段から、サービス担当者会議等を通じて交流に努め、情報交換等に支障がないような関係を作っておくことが望ましい。